

関西労災職業病 11月号

(通巻第191号)

関西労働者安全センター 1990.11.10発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

- 自主対応型安全衛生活動を / 自治体安衛研第3回講座開かれる…………… 1
- がんばってます 豊中市職員組合…………… 5
- 針灸訴訟次回日程決まる 兵頭証人反対尋問は、1月21日…………… 9
- 前線から(ニュース)…………… 10
- 胸部レントゲン撮影を考える(続・その5)…………… 14
- 労災補償もしもし相談⑩…………… 17

自主対応Ⅱ参加型の労働安全衛生活活動を展開しよう！

自治体労安衛研の第三回労働安全衛生活講座

法規準拠型から

自主対応型へ

労働組合の安全衛生対策の方法

□□

「法規準拠型（ルールズ・ベースド・アプローチ）」から「自主対応型（イネイプリング・アプローチ）」へというのは、ILOが編集した

「安全、衛生、作業条件トレーニング・マニュアル」の主張である。これをもう少し詳しく解説すると次のようになる。

現代のように技術の進歩が早くなってくると、有害性が予測される機器や化学物質がつきつきと限りなく職場に入ってくるのに対して、法による基準が追いつかない。労使と

もともとどっているという現実直面することがある。もちろん、法基準を改正し整備していく必要があるが、法基準を限りなく増やし監督していくという方法だけでは対応できない。法基準の改正、整備を待つまでもなく、働く者が自主的に対応していく労働安全衛生活活動が必要になってくる。

「法律準拠型」のもう一つの限界は、法基準で違反をチェックし、それを是正させても、実現するのは法が定めている最低のレベルまでではないということである。現行の法基準が、労働者の健康と安全を確保していくために十分な基準になっていないことは言うまでもない。さらに悪いことに、取り組みが法違反が

是正された段階で終わってしまう場合がしばしば見受けられる。

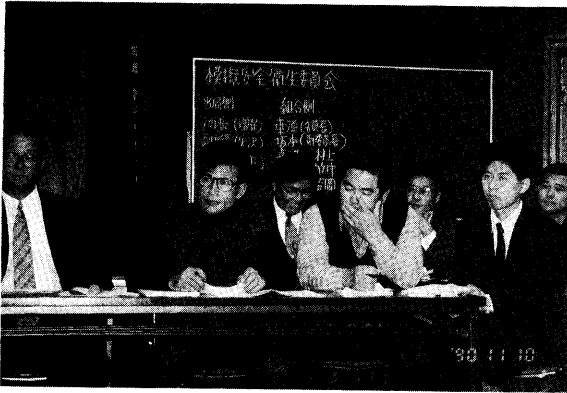
また、法基準が定められていない問題では手がでなくなってしまう。法的な根拠がない問題は取り上げにくい、法に違反していれば会社とも



第3回労働安全衛生講座

堂々と交渉できるし、会社が言うことを聞かなければ監督署に訴えて是正させることもできる、という声を労働組合から聞くこともある。しかし、これについて言えば、賃上げがそうであるように、法の規制と監督機関に頼れない問題こそ労働組合の力を発揮すべき問題ではないか。

もちろん、労働基準法・労働安全衛生法等で定める最低基準でさえ守られていない現場がたくさんある現



模範安全衛生委員会で議論する労働者側委員

状のもとでは、法違反を是正させていく取り組みはまだまだ強化していく必要がある。しかし、健康で安全に働き続けるために、より快適な労働条件を実現していくためには「法規準抛型」では全く不十分なのである。

労災防止が

労働組合の課題

開発された有効な手段・方法



一方、労働組合の運動として、労災の認定、補償などの後追いの闘いだけではなく、労災職業病の予防の闘いとしての労働安全衛生活動の重要性が指摘されながら、そのための有効な手段や方法が充分開発されてきたとは言いがたいのが現状である。

「自主対応型」とは同時に「参加型」でもあるが、労働者の参加を促進するための重要な手段の一つとして労働安全衛生教育がある。これも

従来、全く会社まかせで、労働条件の改善につながらずにもっぱら労働者の注意を促すだけのものであったり、何人もの講師が一方的に話をし、「教える」教えられる」といった片側通行の関係のものが多かった。

ILOの「安全、衛生、作業条件トレーニング・マニュアル」は、こうした現状に対応した、労働組合の実践すべき安全衛生活動の有効な手段のとして開発されたものである。

なお、このトレーニング・マニュアルはこの十一月に労働科学研究所から発行されている。

このマニュアルの各章はチェックリストに対応しており、各章をそれぞれ半日ずつかけて学習し、最終的に作業現場を実際に巡視してチェックリストを活用してみるものになっている。学習も、少数数のグループ討論、作業が重視され、参加者の参加と討論に主眼が置かれている。また、工夫された印刷物の他に、ビデ

オ、スライド、オーバーヘッドプロジェクターをふんだんに活用し、参加者の興味と理解を深めるように配慮することが強調されている。

日本型の

取り組み例

自治体労安研の労働安全衛生講座

さて、このILO方式の労働者教育プログラムを取り入れた講座が、この十一月七日から十日にかけて大阪で開かれた。自治体労働安全衛生研究会主催の労働安全衛生講座がそれである。この講座は、昨年の五月に第一回を開催したときからこの方式を取り入れているが、内容は日本の実態に合わせたものに改造し、日程もILO方式のモデルコースが四泊五日なのに対して大阪では三泊四日のスケジュールとしている。

教材は、発行されたばかりのILOトレーニングマニュアルと自治労

第3回労働安全衛生講座日程表

【第1日】 11月7日(水)	【第2日】 11月8日(木)	【第3日】 11月9日(金)	【第4日】 11月10日(土)
9:30 自治労挨拶:	9:30 作業環境対策	フィールド・スタディ ①<職場巡視> 当該労組説明 職場点検	9:30 横断・安全衛生委員会
9:40 これからの安全衛生活動 講座のわらい・コースの紹介		清掃職場 学校給食職場 VDU職場	10:20~(休憩) 10:30 <班討論>
10:20~(休憩)	10:30~(休憩)		11:10 <班報告+全体討論>
10:30 災害対策 事故調査 救急処置 災害防止対策	10:40 有害物質対策 11:10 <トレーニング>		終了式・閉講挨拶
12:00~(昼食・休憩)	12:00~(昼食・休憩)	12:00	12:00 (全プログラム終了)
13:00 公務災害認定請求のしくみ と実態 13:30 <トレーニング>	13:00 作業編成・労働時間・スト レス対策 13:40 <事例研究>	13:00 ②<班討論・作業> 職場巡視報告書の作成	
14:30~(休憩)	14:40~(休憩)	14:30 ③<巡視職場別討論>	
15:00 人間工学対策	15:00 日常安全衛生活動		
	15:30 安全衛生委員会の活動 16:00 <班討論>	16:00 (移動)	
16:00 <事例研究>	16:30 職場巡視とチェックリスト 活用の意義 17:00 <質疑応答>	17:00 ④<全体討論>	
17:00~(休憩)	17:30~(フリー)		
18:00 交流会 20:00		18:30 懇親会 20:00	

独自のVDU作業用のチェックリストが用意され、各單元ごとにプリントされた資料が用意された。また、ビジュアルな機材の活用をはかり、講座全体を通してスライドやオーバーヘッドプロジェクターを、職場巡視にはビデオカメラ、スチールカメラが用意された。

プログラムには、実践的な素材として「職場巡視」と「模擬安全衛生委員会」が導入された。この職場巡視をはじめ、プログラムに再三組み入れられている討論は、あらかじめ決められた五〜六人の班ごとに行うことになっている。

第一日目の七日の講座開始後まず、「清掃工場のゴミ処理場で、ごみ収集車がゴミ集積用のピットに転落。運転手が死亡した。」という、ある清掃事業所での事故を題材として提起し、それをもとに事故調査、緊急処置、災害防止対策を学習した。午後には、この想定事故についての

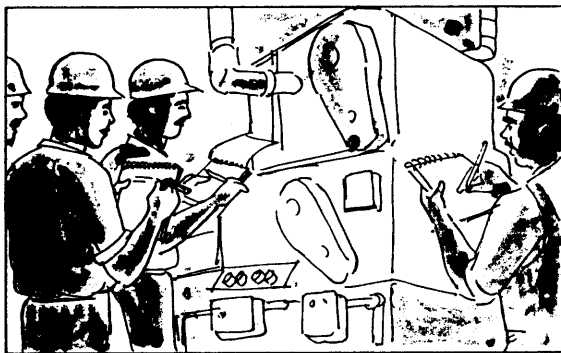
「公務災害認定請求書」を書き上げ、討論。最終日の「模擬・安全衛生委員会」もこの事故を議題として行われ、前日に指名された一つの班が労働組合側、当局側に自治労本部の社会保障局長が扮して白熱したやりとりを行った。

また二日目には、有害物質に対する対策のとりかたなどの講義を受け、午後は、今年二月に公務災害認定を受けたコアラ飼育指導員のうつ病による自殺の事例をとりあげ、メンタルヘルス対策の討論を行った。

三日目の職場巡視は、大阪府内の学校給食調理場、清掃工場、市役所(VDU労働)にわかれて一日をかけて行われ、討論も現場で行った。夕方にはそれぞれの結果を会場に持ち寄って、ビデオやスチールカメラで撮影した映像をもとに報告会が行われた。

この講座は第一回開催以来自治労内では評判で、開催することに参加

希望者が殺到しており、今回も五〇名の定員をはるかに越える希望者があったという。また、参加者が各県で同様の方式での講座を開催するなどの成果も現れている。センターとしても、今後の民間の職場の安全衛生活動の方法として活用していく必要がある。



がんばってます

指曲がり症の公務災害早期認定を!

【お話】

森田光江さん (第2給食センター勤務)
西田初代さん (第2給食センター勤務)
宮崎美弥子さん (第1給食センター勤務)
若山雅弘さん (豊中市職現業共闘議長)

豊中市職員組合

〔聞き手〕

関西労働者安全センター事務局

自治労の指曲がり症公務災害認定闘争は、一九八八年十二月の一斉申請以来二年が経過し、現在、全国で約一六〇名申請しているが、地公災基金はまだ公災認定の気配をみせていない。

豊中市では、豊中市職組合員三名が申請している。今回、この皆さんと豊中市職現業共闘議長の若山雅弘さんにお話をうかがいました。

* * * * *

〔聞き手(安全センター)〕まず、自己紹介などからお願ひします。

〔森田〕 三十代後半の昭和四八年頃から豊中市市民病院に約十年間勤め、その後第二給食センターに移りました。仕事をはじめて八年目ぐらいから痛みだしました。この指が全部赤く腫



森田 光江さん

れ上がってね。すぐ思いつくのは、たとえば、魚を開きだしたら、冬はずっと氷水の中でたくさんおろして、患者によって違うグラム数に別けてやっていくわけ。大きなブリを出刃包丁で一本全部おろす。サバといっても、一本で五人分しかないから三百本、四百本とおろすんです。

〔聞き手〕 給食センターとはまたちがったしんどさですね。

〔森田〕 センターに移ってからは力があるわね。釜一つ、カゴ一つとってもひとりではもてませんもの。指曲がりにとってはつらいです。

〔西田〕 昭和四五年から第二センターで五年、第三センターで十年、その後第二にもどりました。指の症状に気がついたのは十年目ぐらいで、指が曲がってきているので、おかしいな、おかしいなと思っていたけど、仕事でなつたとは気がつきませんでした。痛かったです。



西田初代さん

痛くなるとなにもしても痛い！

〔宮崎〕昭和四九年五月に三五才で第二センターに入り、十二年間働いて第一に移りました。昭和五十八年頃に問題が取り上げられた少し前から指が痛くて、カチツ、コチツと音が鳴るように指が曲がるんです。指の関節のところは何かできて、これがとても痛かったです。

〔聞き手〕指曲がり症は痛くてたいへんだと思いますが……。

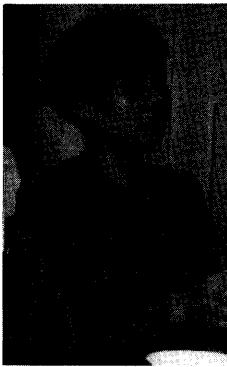
〔宮崎〕やばなことを聞くなと思いますが、痛くなったら何をしても痛いですもの。深刻ですよ。晩なんか痛くて痛くて目がさめますもの。

〔森田〕ふとんも、うちは全部羽毛ふ

とんにかえたからね。干すのも入れるのも指に負担が少なくて楽だから。〔宮崎〕米飯を入れる四角い第二食缶の把っ手なんかも、小さいしおまけに熱いし困ります。同じことを続けてするのがつらいですね。じゃがいもの芽取りを一時間ぐらいつとするとか、食器洗い機で食器の流しを一枚一枚するとかです。

〔西田〕食器洗いは、以前は一機に五人くらいついていたのが今は三人でやっていますよ。

〔宮崎〕この前見学に来た人は「人間のやることじゃない。おそろしいわ」と言っていました。



宮崎美弥子さん

〔聞き手〕三人の他にも類似の症状の方はいらっしゃいますか。

〔宮崎〕いますよ。自分から言わないだけです。

検診にも問題・医師も無理解

〔若山〕特殊検診では、一次をアンケートして異常者をピックアップして二次検診を受けるといふやり方をしています。このときに素直に書いてもあとで何にもならないので正直に書かないということがあつたようです。〔森田〕私も（当局の）検診のときに最初手が痛いを書いてるのに写真をとっただけで、腰をかがめさせられたり、腹筋運動をさせられたりしました。

〔聞き手〕なるほど。

〔森田〕治療にしても、あっちの整形外科、こっちの整形外科と行きまわった。そしたら、リユーマチとか言われて。ここの近所の医者にはみんな行きました。指をかばうとこんどは腕が痛くなって腱鞘炎になって、一

年半ほど注射に通ったし・・・。

〔若山〕指曲がり症について、理解のない医者が出て困りました。はじめ市民病院の担当の若い医者が「指曲がりには痛風とかといっしょで、職業とは結びつかない」とはっきり言うわけ。それで、上の部長に書いてくれということで行ったりしました。

自治労の自主健診で、松浦診療所ではじめて指曲がり症の健診を受け、それで阪神医師協診療所の田島先生のところへ治療に行くようになりました。



若山 雅弘さん

〔聞き手〕治療でパラフィン浴（＊）をしますがどうですか。

〔一同〕やっぱり一番いいです。したときはものすごく気持ちがいいです。

〔聞き手〕ところで豊中市にはいくつ給食センターがありますか。

〔若山〕第一（七三〇〇食）、第二（二二〇〇〇食）、第三（八三〇〇食）の三つのセンター。職員は九四名で、一人当たり二七五食くらいになります（筆者注 他の自治体に比較すると多い）。それプラス、単独校が四つです。一番食数の多い時は処理能力限界ぐらいいましたが、献立は簡単でした。今は食数が比較的減ったが、献立が変わって相当過密になっています。

〔森田〕今はすごいわ。

献立の変化で労働が過密に

〔聞き手〕そんなにちがいますか。

〔宮崎・西田〕三倍ぐらいいかな、もう全然ちがうわ。ここのところもう特に生きた心地がしない。事故がおこらないのが不思議なくらいです。

〔若山〕献立作成作業が府から来た栄

養士を中心に行われて、そこに現場や市職の意見が反映されない仕組みになってしまっているのです。そのため、献立が複雑になり、手作りの部分が増えるそのしわ寄せがもろに調理員にかかっているという大きな問題があります。

〔宮崎〕たとえば、おかずの数が増えているので、一つの釜で二回炊くことがとても増えています。子供の言う小さいおかずをつくり配食し、次にメインのおかずを作るという具合です。

〔西田〕そういうことは、前は、一週間に一回もなかったわ。

〔森田〕釜に入れる材料の数も増えています。

〔宮崎〕柿にしても、めったに出ませんが、最近をへタまでとっている。それで子供が喜ぶんらしいですがね。最近はその米飯がはいって来たでしょ。

治療もままならない

〔森田〕それが、最近特に忙しくなつて、先月なんかは治療に行こうと思つても身体が疲れていられないもんね。

〔宮崎〕目がまわるほど走りまわっています。

〔森田〕やっぱり治療に行つてパラフィンをしているときはいいです。ちよつとよくなったと思つても、行かないと元のもくあみなんですよ。

〔若山〕給食費の値上げがあつて、それで目玉がないといけないというこゝとで最近献立がさらに変わつてきています。

また、最近の動きとしては、陶器食器の導入を当局は考えていて、センターには食器、保管庫もつくっています。が、今の労働条件ではとてもできません。指曲がり症にとつても悪影響がでるでしょうし。

〔宮崎〕陶器というのはかないませんよ。重いし、割れるし。

〔森田〕食器かごは半分になるけど、とても入れにくくて、指がすれて傷だらけになりそうです。

〔聞き手〕当局にはやはり指曲がり症は仕事の原因だという自覚がないんでしょうか。

〔若山〕ないわね。

〔三人〕現場の方の理解も少ないです。みんな他にもケイワン、腰痛、膝の痛みを抱えて働いているし、私たち自身言いくいところがあります。

〔森田〕とにかく早いとこ認定してほしいと思います。そうしたら医者にも行きやすくなるだろうし。

〔若山〕地公災基金も、十一月に第二センターに調査に来たということである程度の調査は進んでいる様子です。

* * * * *

給食現場には、民間委託の攻撃がかけられている。豊中市も例外でな

く、米飯の一部は外部の業者が炊飯納入している。その一方では、給食をよりよいものにするというこゝとで、給食献立の質の向上がおこなわれ、制限された人員の中で、労働が更に過密になっているのが実情だ。こうした状況の中で現場労働者の健康破壊を防止し、命と健康を守る闘いの強化が重要になっている。ここに、指

曲がり症認定闘争が単なる認定闘争ではない意味があり、大変な重要性をもっているといえるだろう。

(*) パラフィン浴・五〇℃程度に温めた液状のパラフィン(蠟)に手先から腕をつけたのちに引上げ、表面にパラフィンの膜を作りこれで患部温める温熱療法。現在、自治労が医療機器メーカーと協力して特注品(一台十三万七千円)を作り、職場に導入する準備がすすんでいる。自治労中央本部では現在、申込用紙を発送したところで、来年三月から現場に入る予定。

次回法廷は、一月二十一日(月)午後一時半から

兵頭正美我大阪医大教授反対尋問

大阪地裁八〇九

針灸訴訟の次回法廷(第二十三回法廷)が、来年一月二十一日(月)

なぜ、一年に制限するのか。国側は、「針灸の効果は定まっていない。針灸が効く仕組みが明らかでない。」

と、特に頸肩腕障害、腰痛にはよく効くと述べられた。

午後一時半から大阪地裁八〇九号法廷で行われることが決まった。

ことを「根拠」にしている。しかし、治療の実態からみても、医学的にみても「暴論」であるのは明らか。こうした点について、痛み

また、針灸治療には「鎮痛効果、血流改善効果などがあり、作用の仕組みもほぼ解明されている」と証言されるところに、治療期間制限も妥当でないとの趣旨であった。

今回は、前回証言された兵頭正義教授(大阪医科大学麻酔科)の被告国側代理人による反対尋問がおこなわれる。

兵頭証人は、原告側申請の証人。前回は、針灸治療の効果などについて医学の立場からの証言が行われた。労災保険による針灸治療を最長一年に制限したいわゆる「三七五通達」の撤回を求めこの裁判、具体的には、原告鈴木真規子さんに対して天満労

こうした主尋問に対してどのような反対尋問がおこなわれるかはフタを開けてみないとわからない。が、本件裁判がはじまってからは「針灸の治療効果はある」ことを一定認めてきている被告国側にとっては相当苦しいものになると思われる。

基署が行った「一年を越える針灸治療費については不支給にする」との行政処分取消しをもとめている。

兵頭教授は前回、大阪医大麻酔科ペインクリニック設立の経緯や疼痛治療・針灸治療について丁寧の説明された上で、針灸治療の臨床効果はその経験にてらしても明確であるこ

日程の連絡が不十分でご迷惑をおかけしましたが、今回法廷への多くの皆さんの傍聴参加をお願いします。

前線かろ

判決を前に被災者救済の要請署名

五〇〇名の署名が集まる

広島 庄原ろう石じん肺訴訟

広島県北・

庄原市のろう

石鉦山（昭和

鉦業）で十五

年間働き、重

症のじん肺に

かかり死亡し

た山田恵さんの業務上死亡

の労災認定を求めた庄原じ

ん肺裁判が去る十月四日結

審した。

管理4のじん肺で闘病中

の死亡を遺族が労災死だと

遺族補償を申請したところ、

三次労基署は業務外と認定

し、審査請求、再審査請求

とも棄却され、一九八五年

三月から広島地裁に提訴し

ていたもの。

広島労働安全センターを

注目されている。

判決に向けて、被災者救済

仲川不当解雇撤回闘争

解雇の不当性を 労基委に立証

的 確 に 立 証

東 南 東 整 合 性 欠 く 会 社 側 反 対 尋 問

ユニオンとうなんは、合

成皮革ロールの卸業務によ

って変形性脊椎症に被災し

た仲川君を、労災であると

中心に裁判闘争が行われてきた。この十年の間に

十人のじん肺患者がなくなり、

約百人の重症じん肺患者が苦し

んでいるといわれ、判決が注目されている。

広島安全衛生センターは

判決に向けて、被災者救済

を地裁に求める要請署名に

取り組んでいる。関西安全

センターでも、会員・読者の

皆さんに協力を求めたところ、

十二月五日までに、一五〇〇名の署名が集約で

き広島に送付しました。協力

力いただいた団体・個人の皆

さんに厚くお礼申し上げます。

団体交渉に応じようとしな

いたため、不当労働行為である

として現在地労委に提訴し、争っている。

仲川君の反対尋問の予定

されていた十一月七日の地

労委には、弁護士他に社長

が現れ、じきじきに質問を行

った。しかし、弁護士・社長

長いずれの質問も焦点を絞

り切れないものに終わ

った。特に会社側は、仲川君の解雇の理由として、仲川君の勤務態度の悪さを挙げていたにもかかわらず、その点を一切追及できなかった。これは二十〜三十キロのロールを担いで上り降りする重筋労働の上に、夜八〜九時とった残業を就業規則も提示せずに常態化させていたといった労働実態をユニオン側が的確に指摘したためである。

このように会社側は、これまで有効な論陣を張れずにいるが、センターもユニオンとともに今後も労災被災者の解雇を許さない立場で地労委闘争、抗議行動を強化していきたい。



壺製造工場のじん肺

大阪



大阪市内の壺の製造工場
で、材料を混合したり、仕
上げたり粉じん作業に長
年従事している労働者の労
災補償請求の準備を進めて
いる。

Fさんは、数年前より常々息苦しきなどじん肺の症状を訴え、これまで結核、気胸の病名で入院歴があった。作業で粉じんに曝されることから、自分でも病気の原因が分かっていたながら「仕事をやめなければならぬのではないか」との不
安から労災補償をうけるこ

ともなく生活してきた。

しかし、自分の症状の深刻さから、ついにもよりの労基署に相談に行くことになった。ところが、「倒れるぐらいにならないと労災補

償は受けられませんよ」との返答を受け、絶望感にさいなまれていたところ、気胸を再び発症し、入院治療をうけることになった。

入院後、全港湾労組のつてをたどってセンターに相談があり、現在じん肺管理区分申請と労災補償請求の準備を開始しているが、このケースでは、じん肺に無理解、無責任な会社側の対応が浮き彫りにされている。

南大阪

全港湾大阪支部安全衛生委員会
総会開催される
必要な安全対策の創意工夫

十一月十四日、全港湾大阪支部安全衛生委員会の総

会が開催された。同安全衛生委員会は、企業の壁を取

り払い、支部内の分会の安全衛生対策を統一的に監視するために結成されてからすでに十数年の歴史をもつが、安全パトロールをはじめ、労災補償対策なども含め広い守備範囲で活動を続けている。

今年度の活動では、いわゆる過労死やマンガン中毒などの労災認定問題についての取り組みが目立っているが、特に委員会の中でも若手メンバーの活動の活発さが評価されている。しかしながら、災害防止のための活動については、定期的な安全パトロールを実施しながらも、まだまだ労災発生が後を絶たず、新たな工夫が必要とされる所である。次年度の活動が期待される所である。

石綿対策全国連絡会 才四回総会云開かれる

京 「規制法制定に向けた」 東「広範な取組みを確認」

十一月二七日石綿対策全

国連絡会議の第四回総会が東京で行われた。八九年度の総会としては、今春から取り組んできた「アスベスト規制法（仮称）制定を求める国会請願署名」活動は、十一月現在で全国から約四五万人分の署名が集まっております、来年二月末までになんとか一〇〇万名の目標の達成にむけ努力中である。なお、規制法の法案のなかにみについては、参議院法制局とやり取りし、なんとか最終案ができた。段階的

規制は条文化しにくいので、石綿製品の原則禁止、石綿対策審議会の設置、石綿に関する情報公開等を盛り込んだもので、次期通常国会に提出する予定で、各政党と話し合っていると報告があった。

また、調査活動としては全国各地にあった小規模のアスベスト鉱山の所在地を調べており、熊本では被災者の健康調査も含めた調査が進んでいる。

神奈川の造船労働者をはじめ、各地でアスベスト被

害に関する訴訟、被災者掘り起こし活動が進んでいるという運動の報告もあった。九〇年度の方針としては「アスベスト規制法」制定をめざして署名運動を幅広く取り組む、調査活動や被災者の救済のための訴訟などにも積極的に取り組むな



どを決議した。午後からは「アスベスト規制法をめざす全国集会」が行われ、全国から約五五〇名の参加者があり、署名運動の広がりを感じさせた。アスベスト被害救済の具体的な運動報告（横須賀裁判でジョンマ

ンビル社への賠償請求）などもあり、ひさびさに気合のはいった活気のある集会になった。

その後、参加者一同国会請願と日比谷公園まで力強くデモを行った。

■署名ご協力へのお礼■

アスベスト規制法の制定を求める国会請願署名に当センターも取り組もうと、会員団体、購読者の皆さんに署名用紙を送付しご協力いただいたところ、十二月

三日までに、一八九〇名の署名が集まりました。一括して、アスベスト規制法制定をめざす会（自治労本部安衛対策室内）に送りしました。ご協力ありがとうございました。

なお、まだ署名は受け付けていますので、まだのところは是非当センターまで送付して下さい。よろしく願います。



安全・衛生・作業環境 トレーニングマニュアル

この度、ILO編著になる『安全、衛生、作業条件トレーニングマニュアル』の日本語版が出版されました。世界的な潮流となりつつある「自主対応型安全衛生活動」の手引書として、すでに自治労などで活用されています。労働者自ら職場を点検し、改善を図る上で非常に有用な一冊です。ぜひともお買い求めを。

編著 国際労働機関／スウェーデン合同産業安全審議会
監訳 小木孝和・天明佳臣
発行 (助)労働科学研究所出版部
定価 一九五〇円（本体一八九三円）



国際労働機関(ILO)・スウェーデン
合同産業安全審議会 編著
小木孝和・天明佳臣 監訳

胸部レントゲン撮影を考える

続その5

放射線被曝と労働研究グループ

低レベル放射線の人体影響について

レントゲン間接撮影による放射線

被曝のリスクを、どう見積もるのか

という話をそろそろ説明していかな

ければいけないのですが、原発推進

とからめて、この問題はずっと世界

中で論争中です。一九八六年十一月

に英国で「電離放射線の生物効果」

に関する国際会議が開かれ、原発推

進派と反対派が一同に会して討論を

した。それも英国の「地球の友」と

「グリーンピースインターナシヨナル

」という市民団体が資金提供し、

運営したという点も日本の我々にと

っても刺激になると思われる。

その中で新しい調査や知見につい

ての報告も出され、放射線のリスク

があきらかにされた。「放射線の人

体への影響」(市川定夫ほか訳・中

央洋書出版部一九八九)という題で

報告書が訳されているので、参考に

読んでほしい。

高い医療被曝の割合

その中から参考になるところを紹

介すると、たとえば英国人の放射線

被曝は何から受けるかという点、自

然放射線八七%、人為的には十三%、

そのうち医療被曝が11%と高い。こ

の年八六年四月にチェルノブイリ事

故がおき、その分の二%が追加され

たので(図一)、もう少し人為分が

多く(二〇二分の一五)なるであろう。

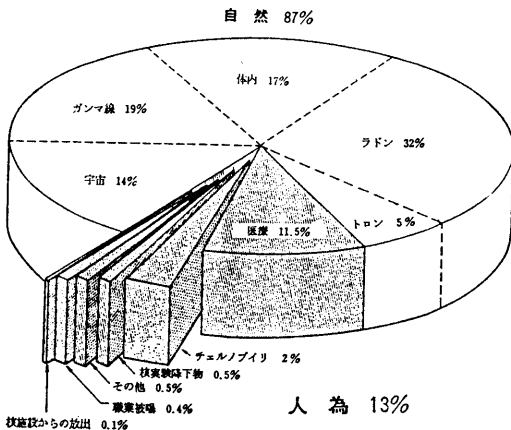


図1 英国人集団の放射線被曝。平均実効線量当量への寄与分(註:チェルノブイリ事故による寄与分が2%追加として示されており、したがって人為的な要因が現在は102分の15を占める)。

また、放射線と被曝線量の関係は高レベルでは原爆被曝、医療被曝により情報も多く得られており、信頼しうる直線関係を計算できる（すなわち、被曝線量に比例してリスクは大きくなる）。

ところが、低レベル（低濃度）の被曝についてはまだつきりしておらず、しきい値（このレベル以下だとリスクはない）も存在しない。

直線関係なのか別の曲線をとるのかは今後のデータの積み重ねによるようである（図二）（超直線的な関係、低レベルの方が単位被曝量あたりはリスクが高くなるというのが有力なようです。）

若年時被曝の危険性明らかに

— 原爆被曝者の調査から

また興味あるものとしては、広島長崎の原爆被曝者の追跡データについてラドフォード教授（アメリカ）

が報告したものがあつた。それによると、八六年に新しくなつた被曝の推定線量のデータをもとに被曝線量と発癌リスクの関係を計算し直した結果、

① 放射線被曝の再評価により、線量がこれまで過大評価されており、これまで考えていたよりも低い線量でガンが誘発されることが明らかである。

② 若い年齢で被曝した者の方が、もっと高年齢であつた者と比べて同じ年齢に達したときの発癌リスクが高いことがわかつた。たとえば十才と三十才の時にそれぞれ被曝した二人を比較すると、十才の時に被曝した方が発ガンする可能性が高いということがわかる。

小学生、中学生などにレントゲンによる被曝を強制することは、慎重にやらなければいけないと言える。一九八八年にはこういう報告以外に原子放射線の影響に関する国連科学

委員会（UNSCEAR）や米国電離放射線の生物学的影響に関する委員会報告（BEIR-5）も出され、国際放射線防護委員会（ICRP）も被曝リスクを再評価し、来年一月に新勧告をだす動きとなつて表れている。

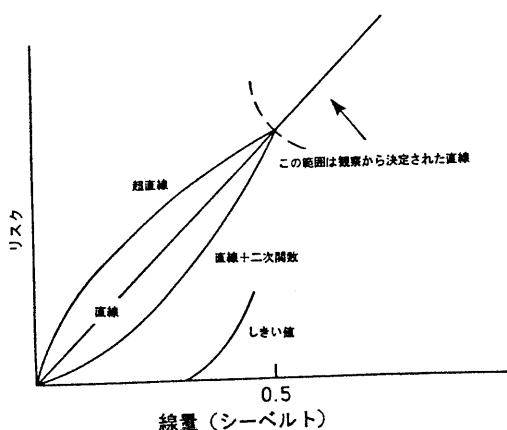


図2 まさまざまな形の線量・リスク関係（横軸の単位、1シーベルト=100レム：訳注）。

ICRPの新勧告について

前項で述べたように、ICRPは今年の十一月十二日に英国で会議を行い、七七年勧告以来一三年ぶりに勧告を訂正することを決め、概要を発表した、公式的には来年一月、勧告パブリケーション60という名前で発表される、その主な内容は。

① 最近の研究データと原爆の影響評価の再評価などによって、電離放射線のリスクは、一〇年前に評価していた値よりも約三倍高いと考えられる。

② このリスクの増加の結果、勧告を変更する必要性が生じ、職業被曝については、今までの年間5レム(五〇ミリシーベルト)を引き下げ、五年間平均で年間2レム(二〇ミリベルト)を越してはならない。一般人に対する限度は年間〇・一レム(一ミリシーベルト)と変えない。

もしこのICRPの新勧告を日本にあてはめると、原発労働者で年間二レムをこえるものは〇・一%いる。また、その他の労働者(医療従事者・研究者など)の場合は記録を報告されていないので不明だが、フィルムバッジのメーカーによると〇・二%ぐらいが年間二レムをこえていると推定できるらしい。

ところが、日本では一九七七年の勧告を昨年(八九年)四月に受入れたため、どんなに早く見積もっても、四く五年先にならないと法律改正はできないと、科技庁の放射線安全課長はコメントしている。これでは多くの労働者が見殺しにされるようなものであり、許しておくわけにはいかない。

もともとICRPの勧告値は高すぎるといわれており(十分の一にすべきという厳しい批判もある)、とにかく大幅な線量限度引き下げをするべきである。

〔集米会云の「ご案内」〕

水は? 土は? 食べ物は何?

 '91年 1月 15日(火) 祝日

 市立労働会館(森の宮) 30号

 1:30 ~ 無料

 1990年(平成2年)9月、事故から4年たった汚染地帯に出かけ、浪り走った。その中で、西の事故の危険味をもう一度、感じ直してみよう。

 チェルベリーは、冬場はない。

 〒552 大阪市港区弁天町2-1-30 環境実験研究所内

 同い合わせ 大阪府の放射線測定センター

 ☎ 06(574)8002 (中地)

 チェルベリー

 4年後の汚染

 瀬尾 健 & (京都府立総合環境センター)



職業性の皮膚障害
皮膚のカブレが治らない ⑩

「金属部品の組立て工です。各部品をトリクロロエタンで脱脂・洗浄し、エアード乾燥、接着剤も使って組み立てます。以前から、手がかさかさになるので、クリームをつけていましたが、最近、赤くかぶれて痛くなり、軟膏を買ってつけてみましたが、よくなりません。医者にかかり薬ももらいましたが駄目です。どうしたらよいのやら。」

まず、職業性のものでしょう。以下の点を参考にして、会社に労災としての対応を求めましょう。

原因を明らかにすることが大切

有害な化学物質による職業性の皮膚炎の多くは、刺激皮膚炎とアレルギー性接触皮膚炎の二つです。

刺激皮膚炎は、溶剤、洗剤などによる皮膚の刺激によっておきます。

大切です。労災認定も容易です。

専門医の診察、調査を

外科などで湿疹とだけ診断され、塗薬だけもらっていては長引くだけです。あなたの場合、原因がいろいろ考えられますので、工場への立入調査やアレルギー原因物質を捜すパッチテストをきちんとしてくれる皮膚科の専門医にかかる必要があります。中には、理解のない皮膚科医もいますが、そういうときは、安全センターで紹介します。

たかが皮膚炎ということで軽視され、長期化しがちですが費用負担もばかになりません。労災で治療し、通院も保証されるべきなのです。場合によっては、皮膚吸収によって中毒をおこすこともあり要注意です。

多くの国では、認定された職業病の半数は皮膚障害といわれ、この点日本は立ち遅れているのが実情です。

アレルギー性接触皮膚炎は、ある化学物質に接することで、強い過敏性を獲得しておこる皮膚炎です。原因物質としてよくあるのは、クロム・コバルト・ニッケルなどの金属（いろいろなものの添加剤、メッキ成分など）、プラスチック、接着剤などです。

したがって、原因物質がはっきり存在するはずですから、それを明確にすることが治療にも再発防止にも

十月の新聞記事から

十・一 九月三〇日行われた和歌山県日高町の町長選挙で、「原発は推進しない」と公約した志賀氏が当選。

十・二 九日新日鉄広畑製鉄所で同所の下請け企業の労働者がベルトコンベヤーとローラーの間に挟まれ死亡。

十・四 出稼ぎ過労死柴田訴訟で、労働省が最高裁上告を断念。

十・三 広島市の主婦が国勢調査回収中に殺された事件について、国が公務災害に認定することが明らかになった。

十・五 東京電力第二原発3号機の運転再開について、原子力安全委員会は通産省の報告書を「内容は妥当」と認めた。

十・二四 二三日京都地裁は公務災害にかかわる三件の訴訟に対する判断を下した。

十・八 徳島県鳴門市の国道11号で道路わきの崖が崩れて、重さ1トンの岩が奈良交通の観光バスに直撃、運転手とバスガイドの女性、乗客一人が死亡。

昭和五三年に修学旅行の引率中、脳内出血を起こし死亡した中学校教諭（当時五六才）と体力強化の訓練中、脳動脈瘤破裂を起こし四日後に死亡した京都市の消防署々員の（当時二五才）訴訟は共に棄却。

十・一〇 中部電力は静岡県浜岡原発1号機で炉内の冷却水に、放射能が漏れる事故があったと発表。

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284
 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

ふる本の『時代屋』

不要になった本がありましたら下さい。とりに行きます。紙谷まで

※コミック(まんが)

大阪市此花区伝法4-2-39 2F ☎(06)465-5441

此花労働者センター

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
 TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672